

監査公表第19号（平成25年3月15日、県広報第3479号）

「行政監査結果（平成24年度）」

テーマ：毒物及び劇物の適正な管理について

行政監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査テーマ

「毒物及び劇物の適正な管理について」

2 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局の出先機関(12)、教育委員会の出先機関(18)、警察本部及び同関係機関(6)の合計36所属
- (2) 監査対象期間：平成24年4月1日から監査当日までとし、必要に応じて過去2年間を対象とした。
- (3) 監査実施期間：平成24年10月10日から平成24年12月6日
監査対象機関(所属)ごとの監査実施日は、次のとおりである。

部 等	所 属	監査実施日
保健医療介護部 (3所属)	田川保健福祉事務所	平成24年11月6日
	北筑後保健福祉環境事務所久留米分庁舎	平成24年10月16日
	保健環境研究所	平成24年11月8日
商工部 (3所属)	工業技術センター化学繊維研究所	平成24年10月25日
	工業技術センター生物食品研究所	平成24年10月16日
	工業技術センター機械電子研究所	平成24年10月23日
農林水産部 (6所属)	農業総合試験場	平成24年11月1日
	福岡農林事務所北筑前普及指導センター	平成24年11月15日
	農業大学校	平成24年11月1日
	中央家畜保健衛生所	平成24年12月6日
	水産海洋技術センター	平成24年11月29日
	水産海洋技術センター有明海研究所	平成24年11月13日
教育委員会 (18所属)	行橋高等学校	平成24年10月18日
	小倉高等学校	平成24年10月18日
	小倉工業高等学校	平成24年10月18日
	八幡南高等学校	平成24年10月23日
	福岡高等学校	平成24年12月6日
	福岡中央高等学校	平成24年10月10日
	福岡農業高等学校	平成24年10月25日
	武蔵台高等学校	平成24年11月8日
	糸島農業高等学校	平成24年11月29日
	久留米筑水高等学校	平成24年11月13日
	明善高等学校	平成24年10月16日
	大川樟風高等学校	平成24年11月27日
	大牟田北高等学校	平成24年12月4日
	福島高等学校	平成24年11月27日
	朝倉高等学校	平成24年12月4日
	西田川高等学校	平成24年11月6日
	鞍手高等学校	平成24年11月15日
	教育センター	平成24年10月30日
警察本部 (6所属)	科学捜査研究所	平成24年10月10日
	薬物銃器対策課	平成24年10月10日
	鑑識課	平成24年10月10日
	第一機動隊	平成24年10月10日
	早良警察署	平成24年12月6日
	粕屋警察署	平成24年10月30日

3 監査の視点

- (1) 盗難紛失防止に対する必要な措置がされているか。
 - ・ 保管設備の施錠等
 - ・ 受払記録簿の整備、在庫量の定期的点検、使用量の把握
- (2) 飛散、漏れ等に対する必要な措置がされているか。
- (3) 容器、陳列場所の表示等、毒物及び劇物（以下「毒物劇物」という。）の表示は適切にされているか。
- (4) 毒物劇物の使用後の廃棄処理が適切に行われているか。
- (5) 事故の際の危機管理体制は整えられているか。
 - ・ マニュアル、連絡体制等の整備
- (6) 不要な毒物劇物を保管していないか。
- (7) 毒物劇物の購入は適正な量であるか。
- (8) 毒物劇物の保管管理等について、職員に周知されているか。

4 監査の範囲等

監査の視点に基づき、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に指定する毒物劇物の保管管理状況について、監査調書に基づきヒアリングを行うとともに、現物確認を行った。

第2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

部 名	件数	内 容
農林水産部	1	毒物劇物の保管容器及び専用保管庫の転倒防止の措置がなされていなかった。

3 意見事項

- (1) 応急措置の規定や連絡網が無い所属においては、不測の事態に備えるためにも速やかに整備するとともに、既に整備されている所属においても常に実態と合ったものになるよう努めていくことが望まれる。
- (2) 長期間使用していない毒物劇物を保管することは、盗難紛失や事故防止の観点から適切でないため、今後も使用の見込みがないものは廃棄処分を行うことが望まれる。
- (3) 毒物劇物を保管管理している所属においては、職員に対する保管管理の周知が徹底されることが必要であり、研修の実施は効率的かつ効果的であると考えられるため、定期的の実施することが望まれる。
- (4) 危害防止規定の整備は自主的なものであるが、毒物劇物を適正に管理するためには規定を整備し、管理体制を明瞭にすることが望まれる。
- (5) MSDSの整備については、毒物劇物に関する必要な情報が記載されているものであるため、整備を行い有効に活用することが望まれる。